

令和4年度 第1回大阪府成年後見制度利用促進研究会 議事概要

- ◇日時：令和4年9月26日（月） 午後2時から午後4時まで
- ◇場所：ホテルプリムローズ大阪2階 鳳凰の間（西）
- ◇議題：大阪府域における方針策定に向けた課題整理について

1. 大阪府域の現状について

（資料1「令和4年度第1回大阪府成年後見制度利用促進研究会」について事務局より説明）

【各構成員の主な意見】

（構成員）

- 認知症の人の家族に向けたアンケート（さいたま市）からは、現行の成年後見制度を利用することについて、メリットを感じられるまでには至っていないことがわかる。もちろん制度利用が必要なケースもあるが、専門職関与の必要性が薄くなった場合には、適切な親族後見人がおられる場合は交代するなど、ご本人の立場や意思の尊重を大前提としなければ、制度への信頼性はおそらく得られないだろう。
- 近年、認知症のご本人が、認知症に対する理解を深め、認知症になっても地域の中で生活できるような地域づくりをしようと、自らの思いを発信されている。単に金銭管理だけでなく、その人らしい、その人が求めるニーズに寄り添った後見活動をしていただける制度に近づくことを望む。

（構成員）

- 成年後見制度に関するアンケート（全国手をつなぐ育成会連合会）では、成年後見制度の認知度は80%を超える一方、制度利用者はその11%程度で、制度を利用していない理由としては、「親が元気だから」が65%と一番多い。また、制度利用を一度申請したら後戻りできない柔軟性のなさ、本人の意思を尊重しない後見人の質の低さが、課題として指摘されている。これらに対しては、身上保護の観点から第三者後見人単独よりチーム支援を希望する傾向が強い。
- 体の不自由な人に車いすがあるように、知的障害のある人には本人の意思を聞いて寄り添ってくれる正しい成年後見制度が必要ではないか。知的障害のある人の意思決定支援を、チームでサポートしながら後見支援してほしい。

（構成員）

- 専門職個人では受任が難しい案件が増えてきており、第二期計画で求められる公的な関与による後見の実施について、都道府県として課題認識いただき、例えば府の法人後見支援事業の受任者調整の仕組みの見直しにあたり、併せて検討する等されたい。

（構成員）

- 当団体では、会員の後見報酬の5%を団体の運営費に充て、会員のサポートや指導監督を行っているが、このような仕組みはすぐ出来るものではない。新たな担い手の仕組みづくりも有用だが、当

事者団体の方も求めておられた、ご本人に寄り添った後見活動を行うためにも、今ある資源を疎かにせず、どう活用するかを考えていく必要がある。

(構成員)

- 後見人等の選択肢をできる限り広げていくという観点からも、親族後見人に正しい成年後見制度の知識を持っていただき、チームに加わり後見活動いただくことも検討できる時期に来ているのではないかと。
- これまでの広報啓発は、支援者や家族に向けたものが多かったが、今後はご本人に制度の理解やメリットを伝える工夫が必要。
- 全国的にみて、大阪府の中核機関整備は進んでいない一方、市民後見人の体制整備は進んでいる。これを活かすためにも、中核機関に求められる機能を各市町村に意識してもらえるよう、大阪府の市町村支援の提案の仕方を見直すべき。「できる機能から整備していけばいい」のではなく、中核機関はどの機能すべきか、機能すると課題がどう解消していくのかを示したうえで、「優先順位を決め、どの機能から整備していくのか」という説明をすべき。

(構成員)

- 中核機関未整備の市町村は、困ることはないのだろうかと思ふ。組織体制や多忙を理由として遅れているというのは、府全体として問題ではないか。

(構成員)

- 当事者の方の支援、特に身上保護面を、チームでサポートできるように、市町村で体制整備が足りていない部分を大阪府で構築することはできないか。成年後見制度を正しく使っていただくことにも繋がると思う。

(構成員)

- 市民後見人の数は決して多くはないが、身上保護面で専門職後見人にも刺激を与えるものであり、この 15 年ほどの市民後見人の取り組みは、成年後見制度の可能性を大きく広げたと感じている。市民後見人の活動報告の場を増やし、広く周知してはどうか。
- 大阪府法人後見支援事業について、養成研修修了法人数に対してバンク登録法人数が少ないと感じる。また、これまでに 2 件の受任調整を行ったが、法人後見にふさわしい対象者の見極めが非常に難しいと感じている。PR 方法の再検討や、実績作りが必要と考える。
- 親族後見人の相談窓口は、中核機関を中心に今後整備することも必要になる。親族後見を増やしていくことは、府民の制度そのものへの理解を深めることではないか。

【意見交換】

(構成員)

- 親族後見人の割合が減り、第三者後見人が増えているのはなぜか。

(事務局)

○大阪家庭裁判所で、府域の傾向など把握しているか。

(大阪家庭裁判所)

○裁判官の体感として、親族の候補者を避ける傾向はなく、むしろ監督人の選任や、一旦親族を選任し、親族で対応できなくなった場合は専門職への交代を考えてもらう等、親族の候補者を何とかして活かさないかと考えている。それでも統計上、親族後見人が少ないということは、候補者になり得る頼りになる親族が少ない、今の社会を反映しているのだと思う。

(構成員)

○家族の中では、「銀行手続きのために申し立てたら、親族以外の第三者が選任されてしまう」というイメージが強かったが、候補者に親族大阪家庭裁判所ではそのような思いを持たれていると聞いて安心した。

○第三者であれば、ご本人の伴走者として、親族と共に考えてくれる後見人が理想。

(構成員)

○知的な障がいの場合、親が亡くなった後の子どもの人生は長く、子どもの障がい年金から報酬を支払うから高いと感じるが、本当に寄り添った支援を考えると考えれば安いとも感じる。報酬額によって支援の質が異なるものではない。親としては、子どもに残した財産は、子どもに全部使ってほしい。

○資料にもあったように、50代で制度利用を検討する場合、親は80代だが、親族後見は70代までと一般的に聞いている。親の立場では、市民後見人が、一般市民の感覚で子どもに寄り添ってくれるのは、これ以上ない幸せだと思う反面、やはり制度への不安がある。制度を身近にするためにも、「良い例」をたくさん提供してほしい。ニュースになるのは「悪い例」ばかり。

(大阪家庭裁判所)

○何が本人に寄り添った支援であるといえるかは難しい。親族後見人が本人に寄り添ったつもりであっても、本人ではなく、「自分」や「家」のために財産管理や身上保護を行う可能性もある。第三者後見人であれば少なくともそういった要素に寄り添う心配はない。成年後見制度には見直すべき点は多々あるが、それらについては今後指摘していただきつつ、親族後見人の良さ、市民後見人の良さ、専門職後見人の良さ、そして他の制度では代替できない成年後見制度の良さもある、ということは強調しておきたい。

(構成員)

○親族後見人は監督人がついていても、孤立した状態で活動されている事が多い。地域の中で親族後見人が自然とチームメンバーになれる場の設置について、モデルケース等の検討をしてほしい。